

富田林市教育委員会会議録

(令和 5 年度 6 月定例会)

令和 5 年 6 月 29 日開催

富田林市教育委員会

- | | | | |
|---|--------|----------------|-------------------|
| 1 | 開催日時 | 令和5年6月29日(木) | 午後2時00分～午後2時55分まで |
| 2 | 場所 | 富田林市役所 3階 庁議室 | |
| 3 | 出席委員 | 教 育 長 | 植野 均 |
| | | 教育長職務代理者 | 水本 哲也 |
| | | 委 員 | 山元 直美 |
| | | 委 員 | 南 栄子 |
| | | 委 員 | 森田 幸介 |
| | 事務局 | 教育総務部長 | 石田 利伸 |
| | | 生涯学習部長 | 音羽 伸彦 |
| | | 教育総務部次長兼教育指導室長 | 西岡 隆 |
| | | 生涯学習部次長兼文化財課長 | 重野 好信 |
| | | 教育総務課長 | 木下 治彦 |
| | | 学校給食課長 | 松葉 邦明 |
| | | 生涯学習課長 | 坂本 篤史 |
| | | 公民館長 | 大前 靖 |
| | | 中央図書館長 | 山本 一夫 |
| | | 金剛図書館長 | 道籟 秀 |
| | | 教育総務課長代理(書記) | 谷塚 昌彦 |
| 4 | 公開の有無 | 公開 | |
| 5 | 非公開の理由 | - | |
| 6 | 傍聴人数 | 0人 | |
| 7 | 所管部署 | 教育総務部教育総務課 | |

8 議事等の内容

木下教育総務課長

それでは、議事に入ります前に、事務連絡から始めさせていただきます。まず、次回の教育委員会会議の開催日程でございますが、令和5年7月27日(木)の午後1時から、市役所庁議室での開催を予定しております。それでは、本日の議事日程をご説明させていただきます。お手元の議事日程をご覧ください。

日程第1につきましては、会議録署名委員の指名についてでございます。

日程第2につきましては、先月5月定例会の会議録の承認でございます。

日程第3につきましては、教育長報告でございます。今月は、教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について、教育委員会顕彰感謝状について、富田林市文化振興事業団の経営状況報告について、令和5年第2回(6月)富田林市議会定例会の報告についての4件でございます。

日程第4につきましては、富田林市教育委員会の議決を経るべき議案でございます。今月は、富田林市余裕教室有効活用検討委員会委員の委嘱・任命について、富田林市立小中学校校区対策委員会委員の委嘱・任命について、富田林市公私立幼稚園連絡協議会委員の委嘱・任命について、富田林市いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について、すばるホール条例施行規則の一部を改正する規則について、富田林市立公民館運営審議会委員の委嘱・任命について、富田林市立図書館協議会委員の委嘱・任命についての7件でございます。

それでは、教育長、開会をよろしく願います。

植野教育長

それでは、令和5年度6月定例教育委員会会議を開会いたします。

まず、日程第1、会議録署名委員の指名について、今月は南委員よろしく願います。

南委員

よろしく願います。

植野教育長

続いて、日程第2、会議録の承認について、先月5月定例教育委員会の会議録について確認していただきまして、何か訂正、付け加え等はありませんか。

特に無いようですので、会議録については承認とさせていただきます。

続いて、日程第3、教育長報告に移ります。今月は4件の報告がございます。報告第9号、教育委員会の後援名義承認申請のあった行事について、今月は、新たに承認申請があった行事がございますので、①について教育指導室から説明をお願いします。

西岡教育総務部次長

それでは、新たに後援名義承認申請のあった行事の①について、ご説明いたします。

行事名は、ペアレントトレーニング説明会です。主催者は、特定非営利活動法人COLORSとなります。内容は、子どもの発達に悩む就学前の保護者や支援者向けの説明会で、令和5年9月16日(土)に、すばるホールにて実施予定で、参加費は無料となります。

本市教育委員会が定める後援名義の事務処理要領の各条件に適合すると認められるため、承認をお願いするものでございます。よろしく願います。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はござい

ませんか。

私の方から一点質問よろしいですか。この行事は今までも実施されていて、今回承認申請を出されたのか、初めての取組みなのか、教えていただけますか。

西岡教育総務部次長

はい。ペアレントトレーニングにつきましては、別の団体で実施しておりましたが、今年度より特定非営利活動法人 COLORS も主催者として実施するというところで、新たに承認申請を行うということでございます。今まで実施されていた内容は引き続きですが、就学前の子どもを対象にした内容が加わったということで、ご理解いただけたらと思います。

植野教育長

はい。承知いたしました。他に何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、これまで承認したことのある行事について、何かご質問等はございませんか。

特に無いようですので、報告第 9 号につきましては、これで終わります。

続きまして、報告第 10 号、教育委員会顕彰感謝状について、教育総務課から説明をお願いします。

木下教育総務課長

それでは、報告第 10 号、教育委員会顕彰感謝状について、報告申し上げます。報告第 10 号の功績調書をご覧ください。

この度、こどもの安全見守り活動を 10 年以上続けてこられた方が喜志西小学校区において 1 名いらっしゃいましたので、その功績をたたえ、富田林市教育委員会顕彰規定に基づき、感謝状を贈るものです。以上で、ご報告とさせていただきます。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はございませんか。

特に無いようですので、報告第 10 号につきましては、これで終わります。

続きまして、報告第 11 号、富田林市文化振興事業団の経営状況報告について、生涯学習課から説明をお願いします。

坂本生涯学習課長

それでは、報告第 11 号、公益財団法人富田林市文化振興事業団の経営状況報告につきまして、ご報告申し上げます。

初めに、令和 4 年度の事業報告書並びに財務諸表につきまして、ご説明申し上げます。資料の 2 頁をお願いいたします。

まず、事業の概要でございますが、市民の積極的・自主的な文化活動の一層の促進と機会の充実を図るため、身近で親しむことができる様々な事業を実施すると共に、文化芸術創造の核となる人づくりや次世代を担う子どもたちへの文化芸術活動にも積極的に取り組み、市民芸術活動の支援、人材育成の推進及び教育活動への貢献などにより、特色ある本市の文化芸術を発信しました。

令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による臨時休館や時短営業はなかったものの、プラネタリウムの人制限や団体受入れの制限、合唱・ミュージカル・演劇の市民参加型事業の中止措置を行わなければならない状況もありました。このような中でも、感染防止対策や開催方法の工夫により、この間中止していたキッズアートフェスティバルや、すばる第九シンフォニー等を 3 年ぶりに開催することができました。また、地元ピアニストをソリストに迎えたコンサートや、市内在

住ダンサーを起用した舞台作品など、オリジナル公演を開催することができました。

他にもコンサートで地元にはゆかりのあるアーティストをゲストに迎えたり、市内中高吹奏楽部と文化団体協議会の加盟団体が舞台上で共演するなど、地域の文化振興に努めました。

事業内容としましては、3頁から14頁に記載のとおりでございます。

次に、15頁をお願いいたします。施設利用状況では、すばるホールの利用者数は12万8,417人でした。前年度より利用者数は増えており、ようやく新型コロナウイルス感染拡大前の6割程度まで回復してまいりました。

続きまして、令和4年度会計決算の内容につきまして、ご説明申し上げます。決算につきましては、19頁の正味財産増減計算書の当年度の欄によりご説明申し上げます。

まず、一般正味財産増減の部でございますが、1. 経常増減の部（1）経常収益につきまして、基本財産運用益10万9,917円、特定資産運用益3万835円、受取会費53万6,000円、事業収益2億7,987万4,547円、受取補助金等612万円、雑収益57万3,540円、経常収益計は2億8,724万4,839円で、前年度に比べまして781万2,663円の減でございます。

一方（2）経常費用は、事業費3億84万2,958円、20頁に移りまして管理費275万7,293円となっております。以上、経常費用計は3億360万251円で、前年度に比べまして970万9,103円の増でございます。したがって、当期経常増減額はマイナス1,635万5,412円でございます。

次に、2. 経常外増減の部では、（1）経常外収益はなく（2）経常外費用は3万600円で、税引前当期一般正味財産増減額はマイナス1,638万6,012円となり、法人税等を引きました当期一般正味財産増減額は、マイナス1,651万5,612円でございます。

一般正味財産期首残高は7,113万3,828円で、一般正味財産期末残高は5,461万8,216円でございます。

次に、指定正味財産増減の部では、当期指定正味財産増減額はなく、指定正味財産期首・期末残高とも2億円でございます。

従いまして、正味財産期末残高は2億5,461万8,216円で、前年度に比べまして1,651万5,612円の減でございます。なお、18頁の貸借対照表及び21頁以降の財務諸表の説明につきましては省略させていただきます。

恐れ入りますが、1頁にお戻りください。本決算につきましては、去る5月14日に事業団の監事による監査を受けており、ここに監査報告書を添付しております。

続きまして、令和5年度の事業計画書及び収支予算書につきまして内容のご説明を申し上げます。28頁をお願いいたします。

事業計画の基本方針といたしまして、市民の積極的・自主的な文化活動の一層の促進と機会の充実を図るため、身近で親しむことができる様々な事業を実施すると共に、文化芸術創造の核となる人づくりや次世代を担う子どもたちへの文化芸術活動にも積極的に取り組み、市民芸術活動の支援、人材育成の推進及び教育活動への

貢献などにより、特色ある富田林市の文化芸術を発信します。

また、引き続き本市の文化施策の推進及び設置目的である、文化の薫り高い魅力あるまちづくりの達成に寄与します。さらに本市の文化振興の中核的な事業となっている市民文化祭を富田林市文化団体協議会と協働で開催すると共に、文化資源の発展、地域文化の振興が推進できるよう市民の文化活動や事業への協力や連携に一層注力してまいります。

事業内容としましては、29 頁から 32 頁に記載のとおりでございます。

次に、令和 5 年度収支予算でございますが、33 頁、収支予算書をお願いいたします。

まず、一般正味財産増減の部、1. 経常増減の部でございますが、(1) 経常収益といたしまして、基本財産運用益 10 万円、特定資産運用益 3 万 1,000 円、受取会費 40 万円、事業収益 2 億 7,777 万円、受取補助金等 1,000 円、雑収益 2,000 円となり、経常収益計は 2 億 7,830 万 4,000 円でございます。

次に、(2) 経常費用といたしまして、事業費支出 3 億 601 万 896 円、34 頁に移りまして、管理費支出 365 万 9,104 円、経常費用計は、3 億 967 万円でございます。したがって、当期経常増減額はマイナス 3,136 万 6,000 円でございます。

2. 経常外増減の部では、当期経常外増減額はなく、当期一般正味財産増減額は、マイナス 3,136 万 6,000 円でございます。また指定正味財産増減の部では、当期指定正味財産増減額はありません。

35 頁は、収支予算書内訳表でございますが、説明につきましては省略させていただきます。

以上で富田林市文化振興事業団の経営状況報告についてのご説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

植野 教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はありませんか。

特に無いようですので、報告第 11 号につきましては、これで終わります。

最後に、報告第 12 号、令和 5 年第 2 回（6 月）富田林市議会定例会の報告について、資料 1 から順次説明をお願いします。ご意見、ご質問等は後ほど一括してお聞きします。

西岡教育総務部次長

報告第 12 号、令和 5 年第 2 回（6 月）市議会定例会の報告の教育指導室関連の質問について、ご説明申し上げます。資料 1 をご覧ください。

公明党、草尾議員からの代表質問です。質問の趣旨は資料のとおりでございます。

答弁といたしましては、子ども送迎ステーションについて、バス通園に対してご心配になられている保護者に対する対応策のひとつと考えていることや、今後、再配置の方向性が定まり次第、入園をお考えの保護者等からのご意見も参考に、詳細な通園バスルート等をお示し、多様化する通園ニーズをふまえ、子どもたちがスムーズに通園できるように取り組んでまいりますと結んでおります。

松葉学校給食課長

続きまして、資料 2 をご覧ください。同じく、公明党、草尾議員からの代表質問です。質問の趣旨は、資料のとおりでございます。

答弁としましては、全員給食にするための課題としては、現在の施設設備等の関係から、その改修には大きな財源を要することなどが考えられ、今後、適正な整備の視点など検討が必要とお答えをし、続いて、本市学校給食センターは、中学校分を調理することは、余力がないこと、また、自校方式と給食センターやデリバリーを組み合わせた給食提供については、今後の検討課題としていくとお答えしました。

次に、給食無償化について国が補助金化した場合の要件として、全員給食であることも考えられる一方で、本市中学校においては、直ぐに全員給食に対応することは困難な現状であり、教育委員会としましては、全員給食は、その重要性も認識しており、今後、中学校給食のあり方について検討を進めてまいりますと結びました。以上でございます。

続きまして、資料3をご覧ください。とんだばやし未来、辰巳議員からの代表質問です。質問の趣旨は、資料のとおりでございます。

答弁としましては、まず、学校給食の無償化については、本市では今年度、国の交付金を活用し、小学校で2学期・3学期分、中学校で10月から3月で30食分までの無償化を予定していることをお答えし、教育委員会としましては、給食無償化は、子どもを産み育てやすい環境づくりに向けて有効な取組みで、重要な課題と認識していることから、子育て世代の負担軽減につながる手法等について引き続き研究し、国や府への財政支援も要望してまいりますとお答えしました。

次に、本市中学校給食は、各校の調理施設や機器等の更新時期も迎えており、また、全員給食の実施には、現在の施設設備などの関係から、その改修には大きな財源を要するとお答えをし、教育委員会としましては、全員給食の重要性も認識しており、適正な整備の視点などを検討課題として、中学校給食のあり方について検討を進めてまいりますと結びました。以上でございます。

西岡教育総務部次長

資料4をご覧ください。とんだばやし未来、辰巳議員からの代表質問です。質問の趣旨は資料のとおりでございます。

答弁といたしましては、パブリックコメントで寄せられた意見等についてお答えし、再配置後の通園方法や送迎バスのルート等について、ご心配をいただいている状況もございますが、今後、再配置の方向性が定まり次第、子どもたちがスムーズに通園できるように取り組んでいくことや、皆さまからいただいているお声を重く受け止め、計画策定後のできるだけ早い段階で詳細について情報提供を行い、保護者の皆さまや子どもたちの気持ちにいていねいに寄り添いながら、1つ1つ具体的に検討を重ねることで不安の解消に努めてまいります、と結んでおります。

坂本生涯学習課長

続きまして、資料5をご覧ください。とんだばやし未来、辰巳議員の代表質問です。質問の趣旨は、資料のとおりでございます。

答弁としましては、本年4月1日から5月1日まで実施いたしましたパブリックコメントにおきまして寄せられましたご意見の概要と、それにより素案の修正は行いませんでしたが、今後の参考とさせて頂く旨をお答えいたしました。

次に、ふるさと富田林応援団アンバサダーの皆さまとの座談会でご助言をいただいたことや、今後、ビジョンの指針に基づいて各種事業を推進してまいります、そ

の中でアンバサダーの皆さまの専門性を十分に活用させていただきたいとお答えしております。

西岡教育総務部次長

資料6をご覧ください。自民・笑顔の会、西川議員からの代表質問です。質問の趣旨は資料のとおりでございます。

①から④までの答弁といたしましては、まず、登下校時の安全対策の現状や本市の学校が利用しているメール配信システム等について、お答えいたしました。また、警報発表時の対応につきましては、対応規定の内容や、臨時休校等の対応となる場合はメール配信やWebページで案内していること等をお答えした上で、今後は本市のハザードマップ等も参考に臨時休校とする基準等を検討していくとお答えしております。

次に、授業中等の安全対策につきましては、危機管理マニュアルを策定し、平素より備えていることに加え、市をあげた防犯訓練も年に1回実施し、教育委員会や関係各課等との情報共有についても訓練を実施している状況をお伝えしております。

④につきましては、平成13年に起きた付属池田小事件をきっかけに、防犯カメラやオートロック式の門扉を完備することで立ち入りの規制を強めておりますが、学校の立地上、里道通路を横断して教室間移動を行わなければならない小学校があり、扉が一部開放され、常時の見守りがなされていないことでセキュリティ面の課題がある学校もあるとお答えしています。

今後はフェンス等の破損箇所は早期の修繕を進めるとともに、セキュリティに課題があるものは施設改修を含め検討していくと結んでいます。以上で、ご報告とさせていただきます。

続きまして、同じく資料6の⑤でございますが、答弁としましては、児童・幼児の身近で安全な遊び場として小学校の校庭を開放する遊び場開放事業を3校で実施していること、それぞれ安全管理員を委託により配置していること、他の学校や曜日には部活動や地域団体の利用などが入っており、遊び場開放事業が実施できないことを申し上げ、今後については事業の拡大が可能かどうかも含めて検討してまいりますとお答えしております。

坂本生涯学習課長

続きまして、資料7をご覧ください。自民・笑顔の会、西川議員の代表質問です。質問の趣旨は、資料のとおりでございます。

答弁としましては、スケートボードができる場所の確保を課題とし、府内の自治体の状況を注視していること、また個人や家族、友人等のグループで利用できるキャンプ施設やグランピング施設につきましても人気が高まっておりますが、本市の既存教育施設にはそのような機能がなく、新たな施設整備を行うには財源の検討など慎重な議論が必要である旨をお答えし、今後は近隣自治体の状況や民間事業者の展開も注視し、引き続き調査研究してまいります、とお答えしております。

松葉学校給食課長

続きまして、資料8をご覧ください。大阪維新の会、酒本議員からの代表質問です。質問の趣旨は、資料のとおりでございます。

答弁としましては、まず、全員喫食に向けて、モデル校選定及び試行的実施については、その前提となる本市中学校給食の方向性を定める必要があるとお答えを

し、今後、自校方式の全員給食の方針とした場合は、モデル校や試行的実施の検討も必要になると認識していることから、中学校給食のあり方を定めたうえで、実施の可否も含めて検討してまいりますとお答えしました。

次に、本市学校給食で使用するお米の一部は、富田林市内で生産されたお米で、本年度、中学校で年1回、小学校で年4回予定している「東條ほんわか米ひのちゃん」の使用については、地元農産物の理解だけでなく食育や環境教育につながり、有意義であるとお答えをし、低価格で購入できる富田林産のお米使用については、品質や価格、安全性や安定供給等の確保の面など活用の可否も含めて研究してまいりますと結びました。以上でございます。

西岡教育総務部次長

資料9をご覧ください。大阪維新の会、酒本議員からの代表質問です。質問の趣旨は資料のとおりでございます。

答弁といたしましては、まず小中学校の適正な規模について、子どもたちが協働的に学びながら、様々な活動を通して豊かな人間性を培っていくために、一定の集団規模ときめ細かな指導を両立できることが大切だと考えていることをお答えした上で、適正規模・適正配置の基本的な考え方について整理し、お示しできるよう準備を進める必要があると考えているという見解をお答えしております。また、今後、学校教育施設の再配置について検討するにあたっては、十分な周知期間を設ける必要があると認識しているため、提言や基本方針等、市の方向性を早期にお示しできるよう検討を進めることや、検討体制構築に向け、市長部局とも協議の上、調整を進めてまいります、とお答えしております。

坂本生涯学習課長

続きまして、資料10をご覧ください。京谷議員の個人質問です。質問の趣旨は、資料のとおりでございます。

答弁としましては、「文化芸術を育てる」「文化芸術をつなげる」「文化芸術にふれる」の3つを文化芸術振興ビジョンの基本方針とした上で、将来のあり方については「富田林市の文化芸術が大きく育っていること」「富田林市の文化芸術が他の分野につながっていること」「文化芸術にふれる喜びを多くの市民が享受していること」という3つの視点で将来像をイメージし、すばるホールなどの文化施設を中心に、市内全域に文化の花を咲かせて行くことをめざして、今後文化芸術を推進してまいります、としております。

なお、本ビジョンの推進体制として、文化芸術振興に取組む部署の新設等を検討し、教育や観光、文化財、まちづくり等の庁内関係部署との連携・協働にも取組むことをお答えしております。

西岡教育総務部次長

資料11をご覧ください。寺内議員からの個人質問です。質問の趣旨は資料のとおりでございます。

教育指導室分の答弁といたしましては、本市における英語教育の状況や、中学校卒業時の英検3級程度の生徒の割合、中学校3年生のチャレンジテストの英語の結果等で成果がみられることなどをお答えしております。また、ALTの活用については、この間、1人1台端末の配備が進んだことから、ALTに代わってデジタル教科書等のICTを利用しネイティブの英語の発音に触れる機会を設けていることや、ALT活用の工夫等をお答えしております。CAN-DOリストにつきましては、各校の状

況や課題に正対した授業改善を進めるためのものとして位置づけてまいりましたが、本市英語教育の充実に向け、今後、活用方法の研究を進めていくと結んでおります。

植野教育長 ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はありませんか。

山元委員 中学校給食についてお聞きしたいのですが、議会で出ている全員給食について、メリットデメリットがあると思いますが、富田林市としては最初のスタートは保護者のニーズを聞いて選択制にしたんですよね。私はそういう理解でしたが、もし保護者が本当に全員給食を望んでいるのなら喫食率が70%から80%くらいになってもいいのかなと思います。でも、現在の喫食率は52.3%ということであれば、残りの方は給食を望んでいないのかなと思います。

万一、補助金や設備投資など、いろいろな条件が整った時に、やはり保護者の方にはもう一度、全員給食なのか選択制なのかを問わないといけないと思いますが、その辺りを教えていただければと思います。

松葉学校給食課長 当初、中学校給食を導入する際にも、生徒や保護者の方に意見を伺った経緯もありますので、今後、給食の実施方法、選択制から全員給食に変わるのかどうかの時には、生徒や保護者の方の意向を把握することも含めて、今後検討をしていきたいと考えております。

水本教育長職務代理者 同じく中学校給食についてですが、今後、国府の補助がどのようになるかということもあって、全員給食について本当に積極的に検討していく価値のあることだと思います。

その中で、中学校給食が実施され、設備の老朽化も進み、改修しなければいけない時期にきているのは理解していますが、当初スタートの時、中学校の在籍生徒数の約8割の給食の提供が可能だということでスタートし、12年経った中で各学校の生徒数が減少しているということで、100%満たせる学校も増えてきているのではないかと思います。現状の改修は別にして、現状の設備でも、全員分を賄えるという学校は増えてきているのではないかなと思いますが、実態はどうですか。

松葉学校給食課長 当時の生徒数の推移を見て8割程度の生徒に対応できるよう施設や機器の整備がされたと聞いております。しかし、献立内容によって変わる調理の工程や作業スペースの関係、また、配膳については業者が盛りつけたものを生徒が取りに来るという流れなどから、現状、全員給食に対応できる状況にはございません。生徒数が減少している学校については、例えば、カレーなど献立の簡単なものであれば、全員分の調理には対応できそうな場合も考えられますが、配膳や下膳の面で課題もありますので、全員給食には対応できないのが現状です。

石田教育総務部長 全員の給食数に割と近いところまで来ているところもありますが、現状で全員分を毎日提供できるという学校は8校中ではありません。

生徒と教職員も食べるので、そこまで含めると、もう少しで100%いっても、献立によっては賄えそうな学校はでてきてはいますが、今の段階で100%給食提供ができますという学校はありません。

水本教育長職務代理者 全員給食にした場合、今ご説明いただいたように、配膳の方法というのは現状の

ままでは、なかなか厳しいところがあると思います。ですから、中学校の全員給食を考える場合には、配膳方法を小学校のような教室での給仕方法に変えるというようにも検討していく必要は出てくると思います。

また、調理設備等の老朽化について、今後、入れ替えがあると思いますが、調理器具等も最新のものになると、効率的なものもできていると思います。

やはりこの流れでいうと、少子化の国のこども政策を重点的にやっていくという考えから言うと、中学校給食の全員給食化というのも、進んでいく可能性が高いので、それを踏まえた調理器具の導入方法であるとか、全員給食がどのようにしたら、実施できるのかを、やはり積極的に考えておく必要はあると思います。

その時になって、調理器具はすでに入れ替えてしまって、無理ですというようなことにならないような形に考えていく必要があるかなと思いますので、また、よろしく願いいたします。

山元委員

私も国の施策からいうと、全員給食ということになっていくのかなと思いつながら、今年10月から来年3月に30食無償化ということで掲げられていますが、この30食について、無料だからみんなが申し込むのか、それとも無料でも申し込まないのかという辺りは大きいと思います。この申し込みの有無ということが、保護者の意向なのか、それとも、生徒の意向なのか、また金額的なものなのか、その辺りからも何か答えが見えそうな気がしますので、この30食無償化が、一体何%ぐらいが利用するのかという辺りも見えていったら、面白い結果が出るのかなと思っています。

松葉学校給食課長

令和2年度にも中学校給食で、10月から半年の期間で30食無償化という事業を実施いたしました。その時の実績ですが、1食も食べなかったという生徒さんが全体の16%程度おられました。無料でも食べないという生徒も一定数おられるかと思われます。

植野教育長

それに関わってなんですけども、全体としては、若干、増えたことは増えたんでしょうか。

松葉学校給食課長

はい。令和2年度で前年の同期間と比べると、喫食率で約4%上がりました。

植野教育長

他に何かご質問等はございませんか。特に無いようですので、報告第12号につきましては、これで終わります。

続いて、日程第4、教育委員会の議決を経るべき議案に移ります。今日は、7件の議案がございます。

まず、議案第13号、富田林市余裕教室有効活用検討委員会委員の委嘱・任命について、教育総務課から説明をお願いします。

木下教育総務課長

それでは、議案第13号、富田林市余裕教室有効活用検討委員会委員の委嘱・任命について、ご説明させていただきます。議案第13号をご覧ください。

当委員会は余裕教室活用指針に基づき、小中学校で生じた余裕教室について、学校教育上必要とする活用のほかに、地域での活用方策等を検討し、有効に活用するための検討や審議を行っております。

この度は、選出区分のなかで網掛けしている箇所です。人員の異動がございましたので、富田林市余裕教室有効活用検討委員会設置要綱第4条に基づき、改めて委嘱・

任命をお願いするもので、任期は残任期間の令和6年6月30日までとなっております。以上でご説明とさせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はありませんか。

特に無いようですので、議案第13号につきましては、提案どおり議決とします。

続きまして、議案第14号、富田林市立小中学校校区対策委員会委員の委嘱・任命について、教育指導室から説明をお願いします。

西岡教育総務部次長

議案第14号、富田林市立小中学校校区対策委員会委員の委嘱・任命について、ご説明いたします。

富田林市立小中学校校区対策委員会は、大規模開発等により校区の検討が必要となった場合等を想定し設置しているもので、富田林市立小中学校校区対策委員会規則第3条の規定により委員の委嘱並びに任命をお願いするものです。

任期は令和5年7月1日から令和7年6月30日の2年間でございます。なお、変更のあった委員には、お名前に網掛けをしております。以上でございます。よろしくお願いたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はありませんか。

特に無いようですので、議案第14号につきましては、提案どおり議決とします。

続きまして、議案第15号、富田林市公私立幼稚園連絡協議会委員の委嘱・任命について、引き続き教育指導室から説明をお願いします。

西岡教育総務部次長

議案第15号、富田林市公私立幼稚園連絡協議会委員の委嘱・任命について、ご説明いたします。

富田林市公私立幼稚園連絡協議会は、本市における公立・私立幼稚園の教育に関する連絡調整を図り、市の幼児教育の振興に資することを目的に設置しております。

この度は、同協議会要綱第3条の規定により、委員の委嘱並びに任命をお願いするもので、任期は、令和5年5月1日から令和6年4月30日までの1年間でございます。なお、変更のあった委員には、お名前に網掛けをしております。以上でございます。よろしくお願いたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はありませんか。

特に無いようですので、議案第15号につきましては、提案どおり議決とします。

続きまして、議案第16号、富田林市いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について、引き続き教育指導室から説明をお願いします。

西岡教育総務部次長

議案第16号、富田林市いじめ問題対策委員会委員の委嘱・任命について、説明させていただきます。

富田林市いじめ問題対策委員会は、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止

対策の推進を図ることを目的としております。

同委員会要綱第4条の規定により、委員の委嘱並びに任命をお願いするもので、任期は、令和5年7月1日から令和6年6月30日までの1年間でございます。なお、変更のあった委員には、お名前に網掛けをしております。以上でございます。よろしく願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はございませんか。

特に無いようですので、議案第16号につきましては、提案どおり議決とします。

続きまして、議案第17号、すばるホール条例施行規則の一部を改正する規則について、生涯学習課から説明をお願いします。

坂本生涯学習課長

それでは、議案第17号、すばるホール条例施行規則の一部を改正する規則につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、提案の理由でございますが、富田林市庁舎建替えに伴い、庁舎機能の一部をすばるホールに仮移転することとし、現在のすばるホールのレセプションホール（銀河の間）、レセプションホール控室、及びアルデバランの貸し出しを停止するため、すばるホール条例について、所要の改正を令和4年10月1日施行で行いました。今回、条例との齟齬が生じているため、すばるホール条例施行規則におきまして、文言の削除を行うものでございます。

次に、その内容でございますが、第3条及び第5条中の「レセプションホール及び」の記載を削るものでございます。

最後に、附則といたしまして、この規則は、公布の日から施行するものでございます。以上でご説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はございませんか。

特に無いようですので、議案第17号につきましては、提案どおり議決とします。

続きまして、議案第18号、富田林市立公民館運営審議会委員の委嘱・任命について、中央公民館から説明をお願いします。

大前公民館長

議案第18号、富田林市立公民館運営審議会委員の委嘱・任命につきまして、提案の内容をご説明させていただきます。

公民館運営審議会は、社会教育法第29条の規定により、公民館における各種事業の企画実施につき、調査審議を行う機関として設置されたものです。

任期につきましては、本条例第2条第1項の規定により2年間で、期間は令和4年7月1日から令和6年6月30日でございます。

新委員として、議案書下段に新旧対照表として掲載させて戴き網掛けしております。以上で、提案の説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はございませんか。

特に無いようですので、議案第18号につきましては、提案どおり議決としま

す。

最後に、議案第 19 号、富田林市立図書館協議会委員の委嘱・任命について、中央図書館から説明をお願いします。

山本中央図書館長

それでは、議案第 19 号、富田林市立図書館協議会委員の委嘱・任命について、提案の理由並びにその内容をご説明申し上げます。

図書館協議会は、図書館法第 15 条及び本市図書館条例第 3 条第 2 項の規定に基づき、図書館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕について、館長に対し意見を述べる機関として、設置しております。

本協議会につきましては、社会教育関係・家庭教育関係・学校教育関係の選出団体より推薦いただき、2 年間の任期で委員に就任いただいております。

この度、人権擁護委員の退任及び学校教育関係の人事異動に伴い、新たに各選出団体よりご推薦をいただきましたので、本年 7 月 1 日から令和 6 年 6 月 30 日までの 1 年間、当協議会委員に選任いたしたく、ご提案申し上げるものでございます。

なお、変更のあった 2 名の委員はお名前に網掛けをし、下部に新旧対照表を掲載させていただきました。以上でございます。ご審議よろしくお願い申し上げます。

植野教育長

ありがとうございます。ただ今の説明について、何かご意見、ご質問等はございませんか。

特に無いようですので、議案第 19 号につきましては、提案どおり議決とします。

以上で、本日の日程は、すべて終了となりました。委員のみなさまにおかれましては、ご意見、ご審議ありがとうございました。

それでは、令和 5 年度 6 月の定例教育委員会会議を終了いたします。